

経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した 国家試験のあり方について

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

介護福祉士国家試験は、「介護」を実践する専門職として、それぞれ必要とされる基本的な知識及び技術が網羅的に備わっていることを確認・評価するものとして位置付けられる

(H20. 12. 26「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」報告書より)

(はじめに)

介護福祉士として「必要とされる基本的な知識・技術」の習得状況を確認・評価する試験のあり方、出題のあり方を徹底すべきである。そのためにまず確認しておかねばならないことは、「落とすための試験であってはならない」ということであり、従って、受験生の言語や文化、生い立ちや環境に依存することなく、より平易な表現と主旨をもって、その知識と技術を純粋に問う設問により構成されるべきであると考えらる。

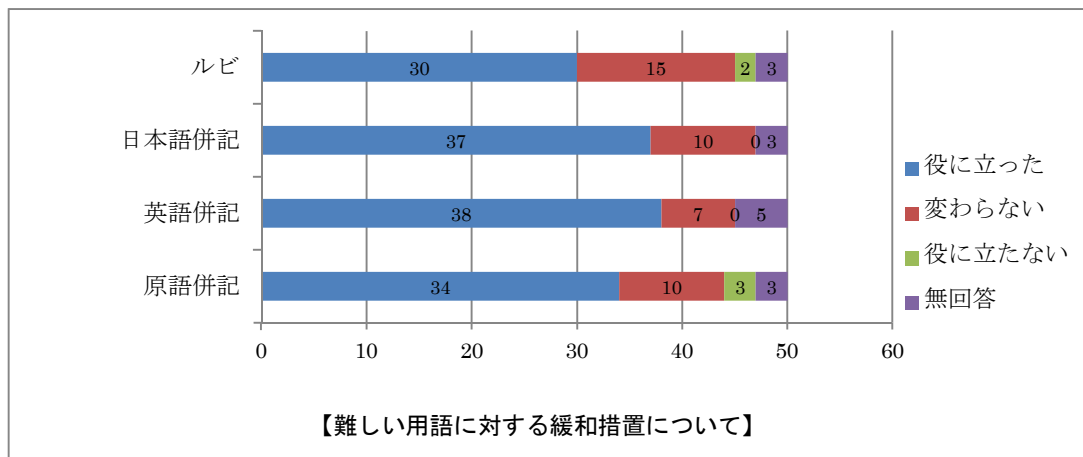
- ① 出題文における主語、述語、設問等を明瞭にすること。
- ② 出題事例でも、要介護ケースの状態が明瞭に判読できる簡潔性が求められること。
- ③ [設問-回答選択]が、肯定的(適切なもの、正しいもの)、否定的(適切でないもの、正しくないもの)を混在させる、いわゆる「ひっかけ」要素をなくすこと。

1 試験問題をさらにわかりやすい日本語に改善するための提案

(1) 現在の難しい用語に対する配慮策についての評価

本会では、第24回介護福祉士国家試験を受験したインドネシア人介護福祉士候補者、受入れ施設担当者に対し、自己採点の協力を求めるとともに、難しい用語に対する配慮等への有効性をアンケート調査した。(回収状況:30施設・50名 回収率:53.2%)

結果、今回の配慮については、「役に立った」という意見が多く、評価できる。しかし、漢字のルビについては、候補者の日本語レベルに関係なく意見が分かれ、N2以上の候補者は、「変わらない」と答える割合が多かった。



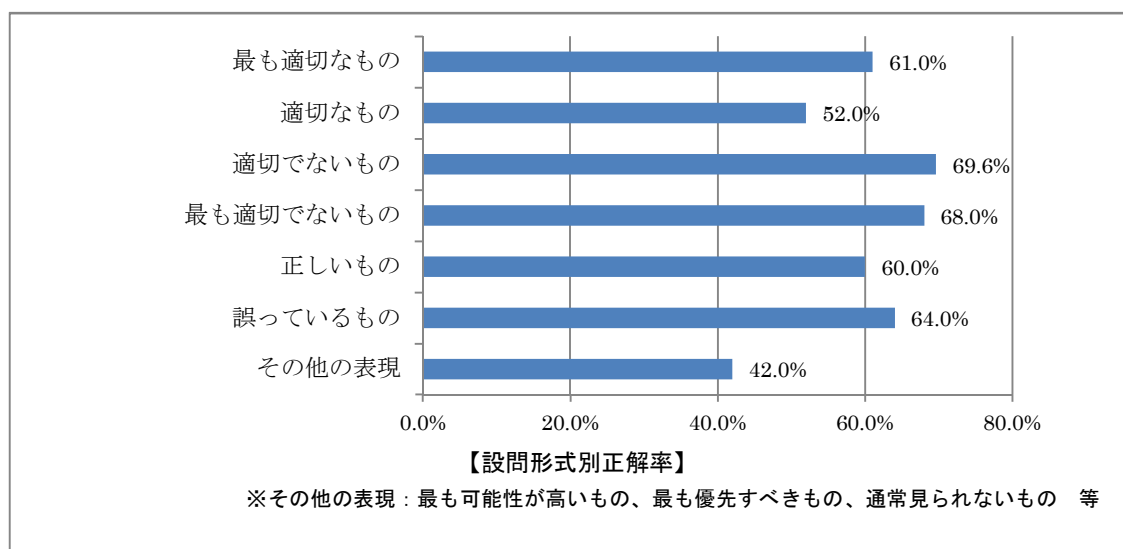
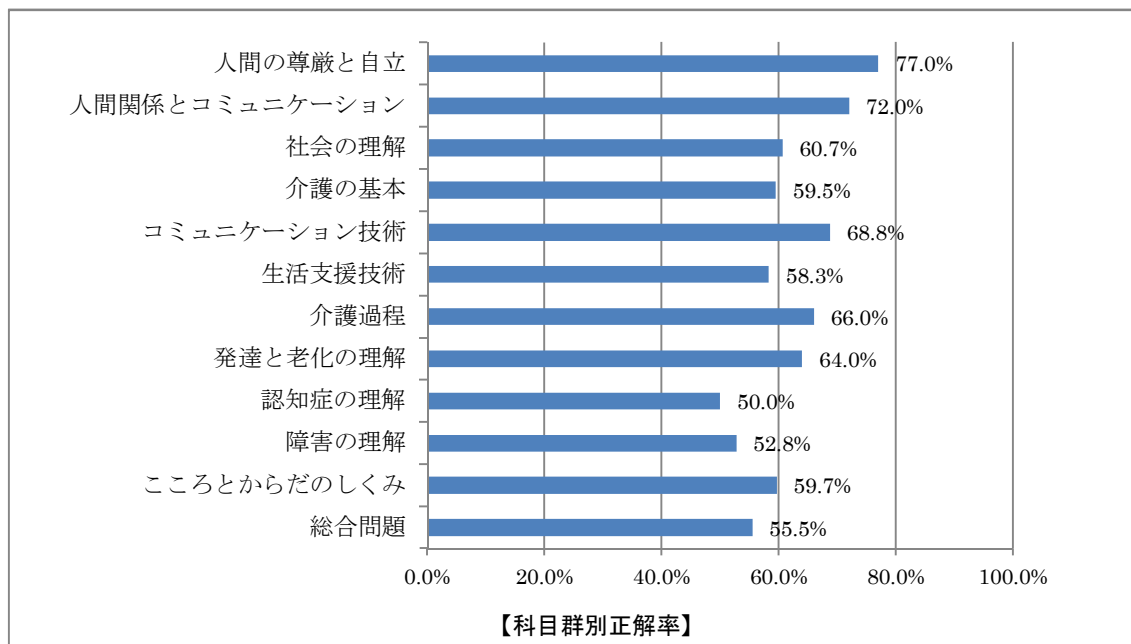
※日本語併記：英字略語へ対する日本語訳の併記。

英語併記：疾病への英語併記。

原語併記：外国人名への原語併記。

(2) 具体的な提案

候補者の正解率について、「科目群」「設問形式」それぞれから見たものが以下のグラフである。



① 試験時間の延長

「科目群別正解率」から、午後の問題の正解率が若干低い。午後の試験について、「時間が足りなかった」と答える候補者が多かった。

特に、総合問題については、事例文・設問・解答文を読まなければならない。これらの文章理解には、単に漢字力・語彙力だけでなく、そもそも日本語としての文章表現に問題がある難解な例も見られる。基本的な知識・技術の習得状況を確認・評価するための事例出題、文章であるべきである。

②質問形式の統一・設問表現の簡素化

介護福祉士試験は毎回、「最も適切なもの」「適切なもの」「正しいもの」「適切でないもの」などひっかけの複数の形式で構成されている。

外国人候補者にとっては、「その他の表現」の正解率が42%と他の出題形式と比較すると低い傾向にあった。冒頭にも記したが、国家試験は介護の専門職としての知識を確認することが前提であり、個人的主観や環境等の違いによって予断を許す内容にすべきではない。

③文化等を含む設問への配慮

設問の中で、「位牌」「仏壇」等、インドネシアの候補者にとってイメージができない、文化的な背景を根本とする用語が含まれたものがあつた。設問の主旨からも、必ずしもこの用語でなければならなかつたのか疑問である。

候補者は、決して日本の文化を受け入れようとしなないわけではない。日本人受験者が20年以上で習慣づけた知識を、来日わずか3年で身につけるのは困難である。これらは、資格取得後に就労する中で身につけていけばいいことであるとする。

まず、専門職の基本として備えるべき知識を明確化するべきである。

④ルビについて

1-(1)からも、今回のルビの配慮については一定の評価ができるが、ルビの振ることで根本的な課題の解消にはならない。

⑤カタカナへの英語併記について

候補者からの別途、「カタカナへの英語併記」に対する要望があつた。

⑥その他（受験機会の拡大）

介護福祉士国家試験の受験回数を、公正公平の観点から、看護師試験同様3回程度に増やす。

不合格であつた者に対し、滞在年数の延長や、試験後半年を目処として追試を行うなど、候補者の負担に配慮していただきたい。

2 母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する意見

母国語での試験が効果的かという点については、介護の概念がないインドネシア語・英語への的確な翻訳ができるのかという部分で不安が残る。また、さらに「インドネシア語」と「英語」が公平な試験となるかわからない。それらの担保が可能となる場合は、併用試験を実施すべきである。

3 効果的な学習支援に関する意見

各施設で受入れ時に研修計画を提出しているが、各施設の研修計画と巡回訪問等での助言、JICWELSの集合研修プログラムが統一されていないため、施設側も候補者も非常に混乱している。まずは、国として統一した効果的な学習計画を示すべきである。

また、研修カリキュラムの提示し専属の指導者を配置する施設については、これを評価、助成する等の配慮をしていただきたい。

4 候補者が資格取得後、就労を継続していく上での介護に関する知識・技術に関する考え方

候補者にとって合格はスタートラインであり、デイサービスや他のサービスについても知る必要がある。現場で、ひとりで責任を果たすためには、更なるスキルアップを図らなければならない。彼らの職場変更について、もう少し手続きが簡素化されれば、知識・技術アップにつながる。

5 最後に

介護福祉士国家試験の在り方は、単に EPA 候補者だけの問題ではなく、日本人も含めた全体にかかわる「介護福祉士の在り方」そのものでもある。

介護福祉士の専門性についての議論・検討は、キャリアアップ制度とも関連して進められている。

そのうえで改めて EPA による外国人介護福祉士候補者について、その専門性と在留資格を「現実的に」考えてみるべきではないか。

- 1) 介護分野における就労は介護福祉士の業務独占ではないことから、一定の技能・知識・コミュニケーション能力等を有する者について在留資格を認める方策を講じるべきである。
- 2) 受入れ施設側からの意見は、「試験そのものへの不満」より「制度そのものへの不満」であり、「資格はなくても現場では全く問題なく仕事ができている状況で、不合格の場合の帰国は納得がいかない。外国人介護福祉士の資格を新たに設けるべき」という声が大勢である。
- 3) EPA 外国人介護福祉士候補者については、実務就労を経ての「介護職として必要な基本的知識・技術の習得状況」を確認・評価する仕組みを新たに設ける。それに基づく在留を認め、介護福祉士資格の受験・取得を促す。同資格取得後は現行通りの在留とする。
- 4) EPA による介護職としての就労については、介護報酬上の人員配置基準への算定を認めること。就労中の実務経験を算定する現行制度上、EPA 候補者のみ除外することはまったくの矛盾であり、差別である。